

文理侯陳公補考

蓮田 隆志

問題の所在

かつて筆者は、後期黎朝時代ベトナムにおける宦官の位置づけを考察する手がかりとして、文理侯なる人物を取りあげた〔蓮田 2005〕（以下、前稿）。ここでは、文理侯の事跡を記した諸記録を照合してこの人物の履歴を復元し、その役割を論じた。前稿にて取りあげた文理侯に関する史料は以下の3種である。

①文理侯陳公碑

②日本に残された文理侯に関する書翰（編纂史料への再録を含む）

③朝鮮人趙完璧の伝記で、ベトナムの見聞録を含む『趙完璧傳』

①が本稿の主対象である。前稿以降、史料環境が好転し、かつ筆者自身も現地調査によって新たな史料を入手することができた。そこで本稿は、前稿にて発表した碑文録文を訂正し、併せて和訳も提示する。また、現地調査にて入手し得た新史料を2—(2)で紹介する。

②については、前稿では筆者が把握できていなかった文書もあり、また最近あらたに文理侯に関係する文書（写しを含む）が発見されているので、2—(1)で略述したい。そして3にて、以上の史料を再検討して、文理侯について改めて考察する。

③については、前稿では岩生成一の翻刻に拠った。その後、片倉穰が韓国に現存する諸版を綿密に検討して、より完全な校合版を提供しているので、ここで紹介するに留める⁽¹⁾。併せ参照されたい。

1 文理侯陳公碑

前稿ではハノイにあるベトナム社会科学アカデミー所属漢文・チューノム研究院所 Viện Nghiên cứu Hán Nôm thuộc về Viện Hàn lâm Khoa học Xã hội Việt Nam 蔵拓本（以下、ハンノム院。所蔵番号は19307）に拠って翻刻した⁽²⁾。その後、筆者は現地調査によって原碑を確認し、家譜など関連史料も入手することがで

きた⁽³⁾。また、筆者の仕事とは独立して、ベトナムの研究者も現地調査を行って碑陽の録文と翻音 *phiên âm*⁽⁴⁾、及び碑陽と碑陰の現代ベトナム語訳を作成している [Đình và Trần (chủ biên) 2007: 107-113]。しかしながら、この碑陽録文は筆者の前稿と比較しても問題が多い。そのため、本稿ではこれとの異同注記は基本的に省略に従う。

現在、この碑文はハティン省カンロック県キムロック社マツ村 *thôn Mạt, xã Kim Lộc, huyện Can Lộc, tỉnh Hà Tĩnh* にある陳族の祠堂に安置されている。ハンノム院所蔵拓本の余白には「河静省干禄縣月澳社陳族 no.3」とあるが、月澳社 *xã Nguyệt Ao* の名は今はない⁽⁵⁾。また、ベトナム社会科学院（現・ベトナム社会科学アカデミー）の解題付き目録では、一面のみでサイズは、57×125cm、全22行とあり [VKHXHVN 1992: 781]、ハンノム院所蔵の拓本も1面のみだが、実際には碑陰にもほぼ等間隔で7行の字句が刻まれている⁽⁶⁾。

碑文は破壊されて4片になったものをもう一度で接合してある。破断によって字が失われた部分は、補修材（おそらく漆喰）の上から補刻してある。しかしながら、破断部から離れた碑陽の15行目から20行目にかけての下部に、現在の刻文とは明らかに繋がらない字句がいくつか確認できる（後掲の翻刻には収録していない）。また碑陰では2行目の20字め付近（「供奉」付近）から左方向に、ほぼ横一線で「一所…」と地片を列挙する字句が確認されるが、冒頭2～3字程度が確認できるのみで、以降はほぼ完全に摩滅している。

このことについて、2-1(2)で紹介する陳氏所蔵文書の1つ『陳氏囑書』所収、明命20年（1839）年3月28日付呈などに記載がある。それによると、碑文に記されている寄進田や祭田をめぐる争いがあり、この年に何者かが碑文を破損する事件が起きている。文書には「碑之後面被何人盜毀碑文武段」「碑之後面第壹行破毀壹段式寸」などと記されており、碑面を削り取るなどの行為であって、碑文そのものが破断されたわけではないようだ。よって、碑文自体の破断は、さらに後代に起こったと考えられる。碑陽にはつきりと確認される四周の装飾が碑陰では上部の太陽と雲の文様以外、全て消されていることから⁽⁷⁾、上記事件の後に、碑陰を一旦白紙化して再刻したものである可能性が高い。また上述の如く、碑陽にも不自然な字句の断片があるため、碑陽も再刻である可

能性は否定できない。但し、碑文破断・修復以降に作成されたことが明かなハンノム院所蔵拓本には、これらの字句が確認できないため、後刻の可能性もあり得る。

やはり2—(2)で紹介する陳氏所蔵文書の1つ『廉郡公事跡』に、明命20年(1839)年4月6日付けで作成された碑文録文(以下、明命録文)がある。上述の碑文破断事件を契機として作成されたのであろう。誤りや書き落としと思われる部分もあるが、原碑と比較すると、破壊された際に失落した字も記されている。嗣徳15年(1862)と成泰5年(1893)に編纂された2種類の家譜にも録文があるが、字句は明命録文とほぼ同じである。この明命録文から引き写したのだろう。3種類の録文いずれも碑陰を収録していない。関連文書からある程度推測可能だが、19世紀以降に起こった事象でもあり、本稿では考察の範囲外として別稿を期したい。

以下に、原碑の観察を基本として、適宜、明命録文も参考にしながら作成した筆者による翻刻案を示し、若干の語釈と和訳とを附す。碑陰は上述のように、元々の文面よりもかなり簡略な記述になっている。再刻以前の文字が残存していて判読できる箇所がいくつかあるが、具体的地片を記した部分はほとんど判読できないため、本論文では再刻後の章句のみ掲載する。[]内の数字は行番号、□囲みの字は補刻や録文、残画などから復元したものを示す。空角は碑陽第22行を除いて◇で示し、抬頭は原文のままである。固有名詞には下線を付した。異同は、基本的に明命録文との間のみ示すが、解釈に影響しない異体字の違いなどについては省略に従う。

《文理侯陳公碑原文》

【碑陽】[題額] 文理侯陳公碑

- [01] 特賜中興[協]謀佐理功臣・特進金紫榮祿大夫・總太監掌宮門承制事・文理侯陳公碑。文理侯羅山
- [02] 月澳密村貴[人也。姓]陳名[諱]⁽⁸⁾、善積[子]家、德顯以世。自高曾⁽⁹⁾至祖考積累有、因和宗族、宜其兄弟、友愛
- [03] 尤篤。公蚤[承家]、少而[獨]⁽¹⁰⁾学。義理精通、行實[純謹]。鄉閭之人皆期必大用也⁽¹¹⁾。屬時

- [04] 聖主興于西土、功咸坤三⁽¹²⁾、久⁽¹³⁾從王⁽¹⁴⁾事。忠勤匪懈、宿直⁽¹⁵⁾有功。
- [05] 正治六年、祇受掌簿・文理子⁽¹⁶⁾。出入⁽¹⁷⁾◇◇禁闈、尤⁽¹⁸⁾加恭⁽¹⁸⁾慎。
- [06] 光興五年、榮陞奉御承制。在內傳◇◇命、盡忠事君。
- [07] 光興十七年秋⁽¹⁹⁾、秩⁽²⁰⁾加特進金紫榮祿大夫・參知・文理伯。以身許國、從軍有功。奉侍王府、堅守臣節。
- [08] 弘定二年、以堅義從王、超遷參掌、榮封協謀佐理功臣。
- [09] 弘定五年、加受總太監掌宮門承制⁽²¹⁾、進封文理侯⁽²²⁾。爵愈尊而愈謙、祿益厚而益謹。極內監之寵、司內府之事。
- [10] 主上器其賢、同僚讓其能。諸營奇將士亦聞其稱實之名、同鄉貫旄倪⁽²³⁾均蒙其惠人之澤。以有餘之福德留與子姓、以有
- [11] 餘之錢財資爲功德。一心奉佛、舍利施田。嘉興寺施田參畝・真福寺施田式畝⁽²⁴⁾、以田⁽²⁵⁾爲三寶之田、供十之方之佛、將見佛度有
- [12] 緣。志在愛人布恩、厚賜本社密村與田七畝・樞村與田七畝・誨村與田六畝・瑤作村與田拾式畝・阮舍村與田六畝・無為市⁽²⁶⁾村
- [13] 與田拾式畝。付此田與六村之田、使欲人情思義。楊名⁽²⁷⁾後世益顯、流傳萬古亨通。寶貨用之有盡、忠孝享之無窮。有田天錫厚
- [14] 福⁽²⁸⁾、名書於丹臺・玉室之中、壽等於琴子・屋住之上。心々願々總圓成、世々生々常快樂。後之人、求公之事跡於千百載之下、頌公之⁽²⁹⁾
- [15] 功德於千萬古⁽³⁰⁾之稱、必於此貞珉見而知之。又因而爲之。銘曰
- [16] 羅山豪宗◇◇◇◇月澳望族◇◇◇◇喜陳鉅公◇◇◇◇大人格局◇◇◇◇
遇聖遭明⁽³¹⁾
- [17] 居官食祿◇◇◇◇心⁽³²⁾在王家◇◇◇◇意游竺國◇◇◇◇舍利施田◇◇◇◇
奉佛求福⁽³³⁾
- [18] 有聖尊扶◇◇◇◇受天祐駕⁽³⁴⁾◇◇◇◇身躬康強◇◇◇◇壽年永卜◇◇◇◇
慶衍河沙
- [19] 名登仙錄◇◇◇◇大功德圓◇◇◇◇鑄于珉玉◇◇◇◇◇旨⁽³⁵⁾
- [20] 皇朝⁽³⁶⁾弘定萬萬年之七、仲春月穀日。◇賜庚辰科正進士出身⁽³⁷⁾・竭節宣力功臣・奉往北使・特進金紫榮祿大夫・戶部尚書兼國子監祭酒・梅嶺侯・上柱國
- [21] 馮克寬毅齋撰

[22] (約 31 字分下げ) 承司⁽³⁸⁾ 勾稽阮廷資⁽³⁹⁾ 奉寫⁽⁴⁰⁾

【碑陰】

- [01] 一、香火田土各處所共四畝參高、留與本族、世々子孫永爲祀事。
 [02] 一、己物田各處所共柒畝、留與密村傳子若孫、以供奉祀。計下
 [03] 一、己物田各處所共柒畝、留與穰村傳子若孫、以供奉祀。計下
 [04] 一、義田各處所共陸畝、留與誨村傳子若孫、以供奉祀。計下
 [05] 一、義田各處所共拾貳畝、留與瑤作村傳子若孫、以供奉祀。計下
 [06] 一、義田各處所共陸畝、留與阮倉村傳子若孫、以供奉祀。計下
 [07] 一、義田各處所共拾貳畝、留與無爲市村傳子若孫、以供奉祀。計下

《語釈》

- (1) 中興協謀佐理功臣：功臣號。二字一組。この場合は、協謀・佐理の二つ。「中興」は中興功臣（黎朝中興に功績のあった者）であることを示す[『校定黎朝官制例』（ハンノム院蔵 A.51 本、以下『官制例』）卷一功臣 榮封条]。5 行目の恭慎も同じ。
- (2) 特進金紫榮禄大夫：文階散官。『官制例』卷一では、正一品相当。なお『官制例』卷五、内官散官には正三品（侍中令）以下従九品（副歴使正）までの内官の散官が列記されている。文階散官なのは、宦官の最高職事官が総太監の正三品だからであろう。
- (3) 総太監：『官制例』卷五内官官制、では 9 つの監が列挙されており、うち山陵監と神宮監を除く 7 監の長官が総太監（正三品）である。
- (4) 掌宮門承制事：『官制例』卷五内官官制、都察監に宮門承制奉御（従七品）がある。2—(2)—⑦の「重修嘉興寺碑」も参照。
- (5) 月澳社密村：前述の通り。密村以下の村・寺は全てこの近郊にある。嘉興寺については、2—(2)—⑦を参照。
- (6) 聖主興于西土：1532 年末乃至 1533 年頭の黎朝復興を指す。「西土」は清華・乂安など紅河デルタより南の地域を指す。紅河デルタと清華・乂安の関係は、現在の感覚では南北だが、胡朝の西都、黎初の海西道など東西とする観念も古くよりあった。
- (7) 坤三：『周易』王弼注に「乾三以處下卦之上、故免亢龍之悔。坤三以處下卦之上、故免龍戰之災」とある。「龍戰之災」は『周易』坤、上六に「龍戰于野、其血玄黃」とあり、勢いの盛んな臣が君に敵対することに譬えられる。ここでは黎朝を扶けて

莫氏と戦ったことを指す。

- (8) 掌簿：『官制例』巻五内官官制での掌簿は正八品。
- (9) 奉御承制：『官制例』巻五内官官制では、奉御は各監司に確認されるものの（従七品）、承制は見えず、語釈（4）にあるように都察監に宮門承制奉御が見えるのみである。一方、前稿表2〔蓮田2005：22〕にて示したように、『国朝詔令善政』所収の法令から、17世紀中葉には、従七品に奉御、従八品に承制が確認される。
- (10) 参知：参知総太監か。ただし、前期黎朝期には、参知が道など上級行政単位の長官・司令官を指す用例が見える。
- (11) 王府：この時点で王府はまだ成立していない。鄭氏の王封と開府は光興22(1599)年。後代から遡及した表現。
- (12) 参掌：参掌監か。前稿表2〔蓮田2005:22〕参照。
- (13) 營奇：營も奇も軍団の単位。營が最上級単位だがしばしば衛と互用される。
- (14) 畝：土地面積単位。ベトナム語のマウ mẩu にあたる。1畝 = 10 篙 sào (高) = 150 尺 thước。1畝の面積は地方差が大きかったようだが、仏領期の紅河デルタでは3600m²。
- (15) 供十之方之佛、將見佛度有緣：『大智度論』釋信謗品第41の論に、「「十方諸佛清淨世界中終、來生是間」者、為度有緣衆生。又與釋迦文尼佛共因緣故。雖有此間死此間生者、但以從他方佛所來者貴故。」とある（句讀は『国訳一切経』に従った）。
- (16) 受天祐駕：黎朝に仕えて莫氏を打倒したことを指すのだろう。
- (17) 庚辰科正進士出身：世宗の光興3年（1580）科。馮克寛は第二甲第二名。この年は第一甲なし。
- (18) 上柱国：『官制例』巻一勲級では正一品相当（文武共通）。
- (19) 馮克寛：草創期の後期黎朝を代表する文人官僚⁽⁴¹⁾。
- (20) 承司勾稽：賛治承政使司（最上級の地方行政単位）の下僚。
- (21) 香火田：祖先祭祀のための田。ベトナムでは均分相続が基本だが、香火田は祖先祭祀のために、均等分から予め除かれて祭祀を継承する長子に残されるのが通例である。
- (22) 己物田・巳物田：[Đinh và Trần (chủ biên) 2007] は次の義田とともに、単に đất ruộng (水田) とするのみで翻訳していない。義田（族の共有財産である田畝）との対比で、陳靖個人の田畝の意か。さすれば、巳は己の誤刻ということになる。

【和訳】

特賜中興協謀佐理功臣・特進金紫榮祿大夫・総太監掌宮門承制事・文理侯陳公碑。

文理侯は羅山縣月澳社密村の偉い人である。姓は陳、名は靖という。代々善行を積み、その徳が世に知られる家柄であった。（それらは）高祖や曾祖父の代から父親の代に至るまで蓄積され、そこで一族と仲良くし、兄弟は互いにふさわしい関係を結び、（一門の）友愛はとても篤いものだった。公（陳靖）は早くに父を亡くして家を継ぎ、若くして独学した。学問の真理に精通し、行状は慎み深かった。（そのため）郷里の人々はみな「必ずや大いに取り立てられるだろう」と予想した。たまたまその頃、黎朝の聖天子（と鄭氏）が西土（清華）に王朝を再興したが、（公は逆賊莫氏との戦いで）功績を立て、長く王命に従って各地で公務に従事した。忠勤に励んで怠らず、王（鄭氏）に近侍して功績があった。

正治6（1563）年、掌簿・文理子の職爵を受けた。宮中に入出し、目立った働きを見せたので恭愼（の功臣号）を授かった。

光興5年（1582）、奉御承制に昇進した。宮中であって（主君の）命を伝え、忠誠を尽くして主君に仕えた。

光興17年（1594）秋、特進・金紫榮祿大夫・参知総太監・文理伯の官職・爵位を加えられた。身をもって国に尽くし、従軍して功績があった。王府に仕えて、堅く臣下としての節を守った。

弘定2年（1601）、忠義を尽くして（鄭）王に従った功績で、参掌監に抜擢され、協謀佐理功臣の功臣号を与えられた。

弘定5年（1604）、総太監掌宮門承制の職を受け、文理侯に封ぜられた。爵位は益々高くなったがいよいよ謙虚で。祿は益々多くなったが益々慎み深かった。宦官の中で最も寵愛を受け、内府の事を司った。

主君（である鄭松）はその才幹を重んじ、同僚はその力量を認めて推挙した。將軍達も（公の）実力を伴った名声を聞き知り、同郷の老人や子供は等しく、公の人に対して恵み深いという恩沢をこうむった。残った福德は子孫に与え、残った財物は功德を積むために支出する。一心に仏を信仰

し、利を捨てて田を寄進した。(その内訳は) 嘉興寺 Gia Hưng tự への寄進田3畝・真福寺 Chân Phúc tự への寄進田2畝であり、(これらの) 田を三宝田とし、あらゆる仏にお供えするのは、(寄進することで) 仏にまみえて仏縁ある者たちを救済しようとするからである。人を愛して恩を敷き広めるといふ思いで、手厚く月澳社の密村に田7畝、櫛村 Quyết thôn に田7畝、誨村 Hối thôn に田6畝、瑤作村 Giao Tác thôn に田12畝、阮舎村 Nguyễn Xá thôn に田6畝、無為市村 Vô Vi thị thôn に田12畝を与える。この(寺に寄進した) 田と6村の田とに託して、人々の心をして義に思いを致させる。(功績と功德による) 名声の後世まで益々高く輝くこと、千年万年にわたって引き継がれて通じるほどである。財物は使ってしまうが、忠孝はいくら尽しても尽きることはない。(ここに寄進する) 田(にみられるように) 天は公に厚き恵みを与え、その名声は丹台・玉室といった仙人の居所に記されるほどで、寿命は琴子・屋佺といった仙人を超えるに等しいほど長命である。願い事は全て成就し、人生はずっと幸せだった。後の人が公の事跡を千年百年の後に求め、公の功德を千年・万年不朽のものだと賞賛しようとするれば、必ずやこの碑文を見てそれを知ることになる。まただから、この碑文を作る。銘じて曰く：

羅山縣の大族にして、月澳社の名族。幸いなる陳氏の偉大なる公は、大人の風格がある。英明なる君主に出会い、官職を得てその禄を食む。心は王家に在って、思い天竺に遊ぶ。利を捨てて田を寄進し、仏を信仰して幸福を求める。聖天子を輔弼して、天の助けを受ける。体は健康で、寿命は長命である。幸いごとは無数にあつて、その名は仙人の名簿に載る。大いなる功德は全くして、(それらをここに) 碑に刻む。

旨が下って、弘定7年(1606)2月吉日。賜庚辰科正進士出身・竭節宣力功臣・奉往北使・特進金紫榮禄大夫・戸部尚書兼国子監祭酒・梅嶺侯・上柱国の馮克寛、號は毅齋が撰した。承司勾稽の阮廷質がそれを書いた。

【碑陰】

一、香火の田土は各處を合計して4畝3高で、本族(陳靖の一族)に、代々子孫がとこしえに祭祀を行うために与える。

[02] 一、己物田は各所で総計7畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するた

めに密村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

[03] 一、巳物田は各所で総計7畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するために楸村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

[04] 一、義田は各所で総計6畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するために誨村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

[05] 一、義田は各所で総計12畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するために瑶作村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

[06] 一、義田は各所で総計6畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するために阮舍村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

[07] 一、義田は各所で総計12畝であり、子孫に伝えて祭祀に供するために無為市村に与える。以下に（その地分を）列挙する。

2 新発見の関係史料

(1) 日本で新たに発見された文理侯関係史料

2013年は日越国交樹立40周年にあたり、九州国立博物館も日越関係を主題とした「大ベトナム展」を開催した（開期：4月16日～6月9日）。これに合わせてようにして文理侯に関係する新史料も発表された。また、文理侯に関連する既発表史料で、前稿にて触れなかったものもいくつか紹介する。

①安南国文理侯書簡

これは現存最古の日越外交文書として話題になった「安南国副都堂福義侯阮書簡」と同時に発見された書簡で、現在、九州国立博物館に所蔵されている（原所蔵者は非公表）。文書は現物ではなく写しで、日付は弘定11年（1610）2月25日である。内容はこの前年夏に発生した朱印船の難破事件で生き残った「日本國商人市良・碧山伯等⁽⁴²⁾」に宛てて「安南國協謀佐理功臣特進金紫榮祿大夫總太監宮門承制事文理侯」が出した帰国許可証で、事件の経緯が記されている。関連文書が『異国日記』や『外蕃通書』などに収められており、先行研究でも扱われているが⁽⁴³⁾、難破事件について、本史料独自の情報は宛先の「市良・碧山伯」という人名のみである。写真と全文の翻刻が〔九州国立博物館（編）2013：107, 222-223〕にて発表されている。

②安南國文理侯書簡写

本書簡は古河歴史博物館に鷹見泉石関係史料として所蔵されている。日付は弘定11年5月13日、宛先は「知日本艚角藏助次右衛門及客商」となっている。「安南國都堂官文理侯」が、来航した朱印船に「父安處興元縣復禮社」に滞在して商売することを許可する文書の写しである。復禮社は現在のゲアン省フングエン県フンチャウ社フックタイン村 làng Phúc Thành, xã Hưng Châu, huyện Hưng Nguyên, tỉnh Nghệ An である。また、復禮社は làng Phục Lễ→làng Phúc Lễ→làng Phúc Thành と名称が変化したとのことである⁽⁴⁴⁾。[九州国立博物館(編)2013: 111, 225] に影印と録文・解説がある。夙に [楚狂 1921: 210] にて録文が紹介されているが、出典が明記されていないので原文書を見た可能性もある。原文書の所在は不明である。

③安南國將監文理侯宛書翰封面⁽⁴⁵⁾

本史料は高橋琢也氏の遺品で、東京大学史料編纂所に写真が残されている(請求記号: 台紙付写真-145-4508)。貞順子元(角倉与一)が文理侯に宛てて出した封書外面の写しと、廣富侯郡主⁽⁴⁶⁾の憑(弘定11年4月19日付)からなる。封面の表面は「日本國慶長拾伍庚戌年冬十二月二十九日」、裏面には「謹啓書／安南國將監文理侯 回易 [大使] 貞順」の宛名、「貞順」にかかるように「貞順子元」の丸黒印がある。史料編纂所では「安南国王送日本商人書翰」という名前だが、国王は関係無く、誤りである。廣富侯郡主憑は内容から、①の難破事件の際に出されたものである。封面は、これを含む難破事件でのベトナム側の対応に対する返信として書かれた文書の封面を写し取ったものだと考えられる。文理侯宛なのは、これまでの角倉と文理侯との繋がりから、文理侯が窓口として適当とされたのであろう。この手紙の中身は今のところ発見されていない。

早稲田大学が所蔵する荻野三七彦旧蔵資料にその写しが含まれており、[荻野 1966: 461-462] にて紹介されている。外題に『安南國文書・豊臣氏諸大名血判誓紙』とある冊子に収録されており、ウェブ上で画像が公開されている⁽⁴⁷⁾。

④衙官義良男陳職裁書

前稿でも言及した史料だが、[大阪府立図書館（編）1943：34] に写真と録文が掲載されていることを見落としていた⁽⁴⁸⁾。日付は弘定6年（1605）3月26日付で、角倉船の乗員が受け取った文書であり、文理侯が上京して父安にいないことを通知して、交易の手続きについて指示を与える文書である。後述するように避諱字などが用いられており、先学の翻刻は訂正する必要があるのだが、紙幅の関係から本稿ではこのことを指摘するに留める。

(2) 現地に残る関係史料

現在、当地には陳氏の子孫が引き続き居住し、碑文の存在する祀堂や関連する文書類を守っておられる。全てについて詳細な検討を加えることは紙幅の関係もあって難しいため、本章では文理侯に関係する項目を中心として紹介する。収集史料は以下の通りである。

①陳氏囑書

全17葉、末尾に遊紙1枚。洋紙の表紙をつけた結び綴じ。外題はペン書きで“Chức thư của Họ / Chức thư của Họ Trần / phá dụ(?)”とある。中身は囑書というよりも、族産とくに祭田に関する文書の写しである。明命年間ものを嗣徳34年に抄写したとあるが、冒頭に成泰年間の文書が追加されている。

②嗣徳家譜

内題は第1葉表に「陳族譜記」、裏に「皇朝嗣徳萬年時拾五／嫡嗣孫陳嗜拜撰」とある。全31葉、最初に遊紙が2枚入っており、うち1枚は嗣徳年間の公文書を転用したもの。外題はペン書きで“gia phả chính Họ Trần”、裏表紙に「家譜陳族」とある。冒頭の「本族大小宗譜序」には「監生陳桂軒原本」とある。

序によると、廉郡公（陳靖）以降八世代の間、家譜の編纂は行われておらず、陳嗜の従祖叔父監生公が簡単なものを作ったが不十分であり、より詳しいものを作ったとする。これに続く「本族小引」では、密村が良地であることを述べ

た上で、前期黎朝の滅亡以前からこの地に定住していたとする。

③成泰家譜

第1葉裏に内題があり、「皇朝成泰五年正月穀日／陳族家譜／嫡嗣孫陳康奉抄」とある。紙縫りで結び綴じたものに洋紙の表紙をつけて、テープで背を綴じている。全36葉。末尾に遊紙が4枚。外題はペン書きで「陳族家譜」、裏表紙に“Trần tộc gia phả”とある。

④祭文

外題はペン書きで“Sách Lan Đồi Sở” “Sách Lan”、「冊文」などとある。全12葉。

⑤勅封

太保廉郡公陳府君宛のものが2道（成泰6年（1894）9月25日付、啓定9年（1924）7月25日付）ある。成泰のものは、オレンジ色の紙に長辺に沿って縦書きした写しもある。これ以外に、高山大王宛のものが1道（維新3年8月11日付）ある。

⑥廉郡公事跡

外題はペン書きで“nguyên soái / Sự tích Thái bảo Liêm quân công”と記されている。冒頭に明命20年4月■6日付の文理侯関係の祭田に関する文書があり、それに続いて文理侯陳公碑（以下、陳公碑）の録文、そして文理侯死後に出された令旨・嘉旨など7道の録文（永治2年（1677）6月29日付令諭、永祚8年（1626）2月4日付令旨、景治8年（1670）10月16日付令旨、慶徳2年（1650）10月6日付嘉旨、慶徳4年（1652）10月21日付令諭、正和8年5月12日付令旨）の移録が載る。最後に明命20年4月6日付のやはり文理侯関係の祭田に関する文書が綴じられている。

⑦重修嘉興寺碑（以下、嘉興寺碑）

「陳公碑」にも登場する仏寺で、マツト村からほど近いハティン省カンロック県チュオンロック社ヴィンコイ村 thôn Vĩnh Côi, xã Trường Lộc, huyện Can

Lộc, tỉnh Hà Tĩnh)にある。現在は廃絶して、土地改革期に伽藍などは破壊された。碑文のみ近隣住民が引き取って保存している。碑文は2面だが、碑陽のみハンノム院に拓本があり (No.19305)⁽⁴⁹⁾、[Đinh và Trần 2007: 53-62]に碑陽の翻刻とハンノム院所蔵拓影、両面の翻音・翻訳が収録されている。紀年は光興11年(1588)5月20日で、「特進金紫榮祿大夫宮門承制奉御文福子陳靖」夫妻と後期黎朝の宿将である陽郡公阮有僚家族とが代表となって寄進を行い、寺を重修したことを記念する碑文である。また、碑陰は寄進者のリストである。

3 文理侯陳靖再考

以上、得られた新史料を総合して、前稿での見解を補訂する。まず、「陳公碑」が再刻である可能性が出てきたため、これを無条件に17世紀初頭の史料として取り扱うことは難しくなった。しかし、その他の史料から碑文破損の契機は19世紀以降の土地争いに起因する可能性が高いと考えられるため、変更があるにしても碑陽第11行以降にのみ関わると思われる。

彼の姓名は陳靖と確定してよいだろう。「趙完壁傳」における鄭勳については、前稿で提示した「鄭」が賜姓の可能性についてその当否を判断しうる材料は依然見出せていないが、「勳」については「陳」の避諱字体だと考えられる。これは上掲の同時代史料である「衛官義良男陳職裁書」および「嘉興寺碑」の「陳」字が、偏と旁を入れ替えて、避諱であることを示す「く」型の印を上部に付したものの(癖)で、字形が「勳」によく似ていることから間違いないだろう⁽⁵⁰⁾。

陳靖の家系だが、陳公碑が陳靖5代祖の時代から富裕であったとするものの具体的情報はない。家譜はさらに、陳靖が5人兄弟の4男であったこと、三兄である正覚公の4人の子供を引き取って養育したことを記すが、他の兄弟の情報は皆無である⁽⁵¹⁾。「陳公碑」碑陰の記述は、族産たる義田を陳靖個人のために他村に贈与するとしている。この義田への陳靖の強い影響力を示唆しており、おそらく彼が築き上げた財産だったのである。やはり陳氏は陳靖の代にはじめて官界に進出したのではないだろうか。

彼の養長子は家譜によれば「衛衛尉義良男」の官爵を持つが⁽⁵²⁾、「衛官義良男陳職裁書」の「衛官義良男」と同一人物に相違なく⁽⁵³⁾、養父に従って貿易

管理業務に従事していたのだろう。また、家譜と「嘉興寺碑」は妻に言及しており、この時代の宦官に妻帯が許されていたことも確認できる。

陳靖の官歴は次表のように整理できるが、爵位は文理子→文福子→文理伯と変遷している。爵位が同じままで爵号のみを変更するのは不自然に感じるが、「嘉興寺碑」の原碑画像・拓影のどちらかで確認しても、複数箇所に見える「文福子」はどれも「文理子」とは読めない。また、有力寄進者の爵号を全て誤刻するとも考えにくいので、実際にこのような変更が行われたのであろう。

【表：陳靖の官歴】

年次	功臣号	散官	職事官	爵位	出典
正治6年	加恭愼		掌簿	文理子	1
光興5年			榮陞奉御承制		1
光興11年5月20日		特進金紫榮祿大夫	宮門承制奉御	文福子	2-(2)-⑦
光興17年		秩加特進金紫榮祿大夫	參知	文理伯	1
弘定2年	榮封協謀佐理功臣		超遷參掌		1
弘定5年			加受總太監・掌宮門承制	進封文理侯	1
弘定6年				文理侯	2-(1)-④
弘定7年	中興協謀佐理功臣	特進金紫榮祿大夫	總太監掌宮門承制事	文理侯	1
弘定11年2月9日			又安處總太監・掌監事	文理侯	安南國文理侯達書(『異國日記』)
弘定11年2月25日	協謀佐理功臣	特進金紫榮祿大夫	總太監・宮門承制事	文理侯	2-(1)-①
弘定11年5月13日			(都堂官)	文理侯	2-(1)-②

職事官と爵位は、弘定5年に總太監・掌宮門承制・文理侯に達するまで、順調に昇進しているように見えるが、一方で光興5年に奉御承制に昇進して以降、「掌宮門承制事」あるいはそれに類する官名が弘定11年まで共通してみられる。

「嘉興寺碑」には「奉御文福子陳靖」という表現もあり、「宮門承制奉御」の省略形と考えられる。これは「陳公碑」語釈(4)にて言及した『官制典例』に見える都察監の「宮門承制奉御」に対応する官名であろう⁽⁵⁴⁾。しかしながら、陳靖の活動を見る限り、「掌宮門」云々が職掌を示すとは考えられないし、従七品のまま昇進しないのであれば散官とも見なせない。関連史料の更なる検討が必要だが、宦官組織は司礼監をはじめとして、いくつもの「監」に分かれているので、そのうちのどの「監」に所属しているのかを示す機能を持っているのではなかろうか。

散官については、早くも光興11年の時点で文散官最高位の「特進金紫榮祿大夫」に達しており、職事官とは全く対応していない⁽⁵⁵⁾。爵位などに先だって、散官のインフレが進行していたのだろう。

「陳公碑」以降については、2-1(1)-②の「安南國文理侯書簡写」が活動を確証するもっとも遅い史料である。『廉郡公事跡』所収永祚8年2月4日付清郡王令旨に「前廉郡公親孫」とあるので、陳靖の没年は弘定11年(1610)5月13日から永祚8年(1626)2月4日の範囲に収まる。しかし、これら新出史料によっても、生没年は確定し得ない。

死後の扱いでは、『廉郡公事跡』所収慶徳2年(1650)10月6日付左相太尉西國公嘉旨に「前祖父文理侯贈少傅廉郡公」とあるので、彼が死んだときの爵位は文理侯であり、死後に少傅廉郡公が追贈されたと分かる。そして、同じく『廉郡公事跡』所収慶徳4年(1652)10月21日付清王令諭では「前贈太保廉郡公」となっており、この間に太保がさらに加贈されたことも分かる。后神や福神に封ぜられることはなかったようで、成泰6年(1894)の勅封で初めて神号を公認され(「向來未有預封」とある)、啓定9年(1924)の勅封で中等神に陞せられた。

年代記や制度史料、さらには碑刻文などに徴する限り、16世紀末から17世紀前半において、官人のランクを示す最重要の指標は爵位であり、朝廷の重臣は基本的に郡公爵を帯びている。前稿で触れたように、趙完璧は陳靖が相当な老人であったと伝えている。しかし、陳靖は生前に郡公爵を得られなかった。彼はゲアンでの対日貿易に関わっていたものの、政権中枢に参画しえるほどの高官では無かったのである。これは1610年夏の角倉船難破事件において、そ

れまで登場しなかった有力武将阮景堅親子（舒郡公・広富侯）が前面に出てきたことから明らかであろう。ゲアンにおける彼の役割は、あくまで対外交易（或いはより限定して対日貿易）の管理に限られていたと考えられる。またそれも、[大阪府立図書館（編）1943:35] 所収の「父安等處承憲二司等官示」（弘定7年4月18日）や「父安處鎮守官副将泗郡公・同承憲二司等官示」（弘定9年3月27日）⁽⁵⁶⁾ などには文理侯は現れないことから、彼が全権を握っていたとは思われない。

結語

以上、文理侯に関する史料を、現地調査を踏まえて増補し、前稿での見解を補訂した。その結果を以下に箇条書きにまとめる。

- ・「陳公碑」は1面ではなく碑陰が存在した。また、現存碑文は阮朝明命年間に碑陰が毀損されたために再刻されるなど、17世紀そのままのものではない。
- ・文理侯の本名は陳靖である。但し、鄭氏から賜姓された可能性については、依然として排除できない。
- ・その一族は陳靖の代にはじめて栄達した。
- ・陳靖は妻帯していたが実子はおらず、兄の4人の子供を養育した。長男の義良男は陳靖の下で対外交易業務に従事していた。
- ・文理侯の爵位は、正治6年に文理子の爵位を得て以降、光興11年までのどこかの時点で、爵位を文福子と改めている。
- ・陳靖の没年は1626年以前で、死後は少傅廉郡公、次いで太保の官爵を追贈された。仏領期になって村の福神に封ぜられた。
- ・陳靖は、馮克寛のような文人官僚だけでなく、阮有僚のような高位武人とも交流を持っていた。
- ・陳靖はゲアンでの対外交易に従事していたが、中央政界に地位を占めるような人物ではなかった。

このように、現地史料によって補訂された点が多い。近年はインターネットの発達やベトナムにおける学術出版の質・量双方における増加など、日本にしながらにして収集できる情報も増しているが、依然として“足で稼ぐ”地道な

現地調査が重要であることが確認されたと言えよう。このほか、陳靖没後の陳氏の動向についても興味深い情報が家譜などから得られるが、別稿を期すこととしてひとまず擱筆したい。

附記

本稿は、科学研究費補助金若手（B）「前近代ベトナムにおける地方行政システムの解明：地方文書の古文書学的検討を通じて」（代表：蓮田隆志／課題番号：23720343）による成果の一部である。

【文献目録】

Đình Khắc Thuân và Trần Hồng Dân (chủ biên), Phan Văn Các và Ngô Đức Thọ (đọc duyệt), Đình Khắc Thuân (hiệu đính), Đình Khắc Thuân, Trần Văn Tuấn Nguyễn Thị Hường và Nguyễn Thanh Tùng (dịch chú), Đình Khắc Thuân, Nguyễn Văn Thanh, Trần Hồng Dân, Lê Bá Hanh, Nguyễn Thị Hiền và Nguyễn Hoài Nam (sưu tập), 2007: *Văn bia Hà Tĩnh* (『ハティンの碑文』). Hà Tĩnh: Sở Văn hóa Thông tin Hà Tĩnh.

蓮田隆志 2005：「17世紀ベトナム鄭氏政權と宦官」『待兼山論叢』39 史学編、pp.1-23。

九州国立博物館（編）2013：『大ベトナム展 公式カタログ：ベトナム物語』、太宰府：九州国立博物館。

荻野三七彦 1966：『印章』吉川弘文館。

大阪府立図書館（編）1943：『南方渡海古文獻圖録』、京都：小林写真製版所出版部（復刻版：臨川書店、1992）。

楚狂 . 1921：「古代南日交通攷」『南風雜誌』漢文版、vol. 54、pp.200-213。

VKHXHVN (Viện Khoa học Xã hội Việt Nam). 1992: *Văn Khắc Hán Nôm Việt Nam* (『越南漢喃碑刻文』). Hà Nội: Nxb Khoa học Xã hội.

註

- (1) 岩生成一「安南国渡海朝鮮人趙完壁について」『朝鮮学報』6、1944、pp.1-12。片倉穰「趙完壁伝」の一研究『朝鮮とベトナム 日本とアジア一ひともの・情報の接触・

交流と対外観』福村出版、2008、pp.38-71。

- (2) 当時の名称は国家人文・社会科学センターセンター Trung tâm Khoa học xã hội và Nhân văn Quốc gia であった。2011年にベトナム社会科学院 Viện Khoa học xã hội Việt Nam と改称され、2013年に現在の名称となった。
- (3) 調査は2013年9月11日に行った。陳氏第14代子孫のチャン・ディン・チエン Trần Đình Chiến 氏やハティン省博物館の方々をはじめ、調査にご協力頂いたベトナム側の関係各位に深く感謝します。
- (4) クオックグー（改造ラテン文字によるベトナム語表記）による音訳 transcription。
- (5) 月澳の漢越音は Nguyệt Áo だが、現地では Nguyệt Áo と発音する。
- (6) 碑陰はチョークが入れられており、拓本が採られたことは間違いない。しかし、ハンノム院所蔵拓本の影印本である *Tổng tập thạc bản văn khắc Hán Nôm* でも碑陽のみしか収録されていない。この点の確認については、岡田雅志氏のお手を煩わせた。記して感謝します。採られたであろう拓本が現在どこにあるのか、筆者はまだ探し出せていない。
- (7) 原碑には、ところどころ元の装飾の痕跡が残っている。
- (8) 「靖 Tĩnh」の私的な避諱と考えられる。明命録文・家譜でも「靖」とされており、「靜 Tĩnh」とみなす [Đình và Trần (chủ biên) 2007] には従えない。
- (9) 碑文の文字は前稿の通り「會」だが、前後の文脈から見て、明命録文および [Đình và Trần (chủ biên) 2007] の通り「曾」が正しい。誤刻とみて、句読と共に訂正する。
- (10) この字は破断部にあたり、原碑を見てもやはり判然としないが、残画から「獨」でよいと考える。明命録文は「媚」に作る。
- (11) 明命録文は「皆其必大用也」、嗣徳家譜・成泰家譜は「皆必其大用也」に作る。
- (12) 明命録文は「功咸坤」に、嗣徳家譜・成泰家譜は「功咸坤三」に作る。「咸坤」の2字はやや判読しにくい、原碑および録文に従って訂正する。
- (13) 明命録文は「美」に作る。
- (14) 原碑は破断部にあたり、文字が消失している。明命録文に従い、前稿を訂正する。
- (15) 原碑は破断部にあたり、文字が消失している。明命録文によって補う。
- (16) 明命録文は「掌文理子」に作る。
- (17) [Đình và Trần (chủ biên) 2007] はここに字があるように考えているようだが、拓本・原碑ともに、この部分は空格である。

- (18) 原碑によって訂正する。
- (19) 明命録文は「光興七年」に作る。
- (20) 前稿では字起こしの時に脱落した。ここに訂正する。
- (21) 明命録文は「掌宮門承制事」に作る。
- (22) この字は破断部にあたり、原碑の写真では補刻されていない様に見えるが、拓本には「侯」字が確認できる。拓本と明命録文によって補う。
- (23) 明命録文は「旄旒」に作る。
- (24) 明命録文は「參畝」に作る。
- (25) 明命録文は「以此田」に作る。
- (26) 原碑によって訂正する。
- (27) 明命録文は「揚名」に作る。
- (28) 明命録文は「福」字無し。
- (29) 前稿では改行箇所転記を誤った。ここに訂正する。
- (30) 明命録文は「千萬口」に作る。
- (31) [Đinh và Trần (chủ biên) 2007] は、この後に「常快心靈」の一句があるとするが、原碑の写真、拓本、II — 2の諸史料のいずれにおいても確認できない。
- (32) この字は判読できない。明命録文は「心」に作り、文脈上も妥当なのだが、字形・残画から、「心」には読めない。原碑を観察すると、この字は元の字の上からさらにもう一度刻されたように見える。ここでは明命録文に従う。
- (33) [Đinh và Trần (chủ biên) 2007] は、この後に「因而爲之」の一句があるとするが、原碑の写真、拓本、II — 2の諸史料のいずれにおいても確認できない。
- (34) 明命録文は「篤」に作る。
- (35) 明命録文は「旨」字を缺く。
- (36) 明命録文は「皇朝」の2字を缺く。
- (37) 明命録文は「賜庚辰科進士出身」、嗣徳家譜・成泰家譜は「奉差官賜庚辰科進士出身」に作る。
- (38) 原碑は「丞司」だが、明命録文や社会科学院の目録 [VKHXHVN 1992: 781] は「承司」に作る。意味的にこちらが正しいので、誤刻と見なす。
- (39) 原碑によって訂正する。社会科学院の目録 [VKHXHVN 1992: 781] が正しい。
- (40) 明命録文は「承寫」に作る。

- (41) その生涯については、Trần Lê Sáng, *Phùng Khắc Khoan: Cuộc đời và thơ văn* (『馮克寬：生涯と詩文』). Hà Nội: Nxb Nà Nội, 1985 参照。
- (42) [九州国立博物館 (編) 2013 : 222-223] の録文は「市良碧山伯」と 1 人として扱っているが、爵位が名前の後に来るのは不自然なので、2 人だと考えたい。
- (43) 金永鍵『印度支那と日本との関係』富山房、1943、pp.26-35。川島元次郎『徳川初期の海外貿易家』仁友社、1917 (初版：朝日新聞、1916)、pp.58-61。[楚狂 1921]。Noël Peri, “Essai sur les relation du japon et de l’indochine aux XVIe et XVIIe siècles.” *Bulletin de l’école française d’extrême-orient*. 23, 1924, pp.89-94。[荻野 1966: 461-462]。Phan Thanh Hải, «Những văn thư trao đổi giữa chính quyền Lê - Trịnh với Nhật Bản thế kỷ XVII» (「17 世紀に黎鄭政權と日本との間で往来した文書」) *Nghiên cứu Lịch sử*. số 381, 2008, tr.60-62. などがある。
- (44) フンチャウ社主席で党支部副書記のグエン・ゴック・クエン Nguyễn Ngọc Quyền 氏へのインタビューによる (2013 年 9 月 12 日)。また、ハティン省博物館館員のご教示によると、かつての船着き場は、ラム川 sông Lam の流路変化などによって、現在は川底になっているという。
- (45) 本史料は米谷均氏のご教示によって知り得た。記して感謝します。
- (46) この郡主は、『驩州記』(第四回第一節「廣富侯婚尚王姬 鄭成祖先祖夢見晉國」)によると、鄭松の娘、玉清である。管見の限り、鄭氏の家譜には、鄭松の娘について言及のあるバージョンはない。
- (47) http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/i04/i04_03153_c037/index.html
- (48) 飯岡直子氏のご教示による。記して感謝します。
- (49) ハンノム院が出版している碑文集にも碑陰の拓本は収録されていない。確認にあたっては、上田新也氏のお手を煩わせた。記して感謝します。
- (50) 陳字は黎太宗の生母恭慈皇太后范氏の諱である。
- (51) 陳族第 14 代目のチャン・デイン・チエン氏によれば、陳靖が始祖として扱われているとのことである。また、陳靖が日本・日本人と関係があったという言い伝えも残っているとのことだが、これは近代以降の歴史学研究成果が現地の方々には伝わった結果かも知れない。この点をはっきりさせるのは困難である。
- (52) 『嗣徳家譜』16 葉表。諱は爲、字は端とある。『成泰家譜』も同じ表記。
- (53) 前稿にて迂闊にもこの人物を「陳職なるもの」と記してしましたが、言うまでも

無く、「職」は実名ではない。

- (54) ゆえに、前稿や同語釈 (9) で紹介した『国朝詔令善政』のように奉御と承制とを分離して考えるのは適当ではないだろう。この点、前稿と見解を変更する。
- (55) 光興 17 年の「秩加」は参知・文理伯への昇進にかかるとであろう。
- (56) 前掲、川島元次郎『徳川初期の海外貿易家』仁友社、1917 (初版：朝日新聞、1916)、p.58、同『朱印船貿易史』、大阪：巧人社、1942 (初版：内外出版、1921)、p.224。いずれにも角倉玄遠氏所蔵とあるが、現在は所在不明である。泗郡公は、「呉相公堂記」(ハンノム院蔵拓本 19304、[Đinh và Trần (chủ biên) 2007: 114-124]) に見える人物と同一人物だと思われる。この一族 (呉氏) は、父安の土豪で後期黎朝時代に有力武將を輩出した。碑文では、泗郡公の諱は濼とあるが、これは諡と思われる。